

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成30年9月18日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

精神障害者福祉手帳を受け取り、最初の保護金を削除をされれば何の為の障害者手当なのかわからず。低所得世帯とのバランスを取る為に来年、さ来年も削除されると、障害者手当は、なかった事になり、この手当で突出して多めの手当の為にいくらでも削除される為、本件処分は違法・不当である。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年5月16日	諮問
令和元年7月26日	審議（第35回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

法8条1項の規定によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

法25条2項及び同項が準用する24条4項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

2 これを本件について検討すると、処分庁は、本件改定により保護基準が改定されたことに伴い、請求人に係る保護費の支給額が平成30年10月1日より変更されることとなったため、請求人に対し、変更日を同日として、基準改定によりとの理由を付して本件処分を行ったことが認められる。

本件処分における支給額の算定は、生活扶助の項目の基準生活費について、本件改定後の保護基準が定める年齢別、世帯構成別、所

在地域別などの区分（請求人の場合、41歳～59歳・1人世帯・1級地―1の各区分に該当する。）に正確に当てはめた上で行われており、違算も認められない（障害者加算についても適切に行われている。）ことから、本件処分は、法の規定及び本件改定後の保護基準に従って適正になされたものと認められる。

3 請求人は、上記（第3）のとおり、本件処分は違法・不当である旨主張する。

しかし、2に述べたとおり、本件処分は、法及び本件改定により改定された保護基準に従って適正になされたものであることから、違法又は不当なものとは認められない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

本件処分について、上記2及び3に述べた以外の点においても、違法又は不当があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成